

「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」

- 低炭素社会を目指し、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、我が国においても2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う必要。
- 住宅・建築物を利用することによるCO2排出量は全体の約3分の1を占めることに加えて、住宅・建築物は一度建築されると長期にわたって使用され、影響をもたらすもの。
- 住宅・建築物を「つくっては壊す」ことによる資源の消費と産業廃棄物の発生の抑制、資源の循環利用の実現等を通じて、環境への負荷を低減させ、ストック型社会への転換を図る。



諮問

中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について

- 住宅・建築物のライフサイクルを通じた環境対策のあり方
- 住宅・建築物におけるエネルギー消費の一層の削減方策のあり方
- 住宅・建築物の総合的な環境性能評価の推進方策のあり方 など

中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について

住宅・建築物のライフサイクルを通じた環境対策のあり方

- 住宅・建築物の長期使用を前提に、建設してから、使用段階を経て、解体に至るまでのライフサイクル全体を通して、エネルギーの効率的利用、CO2排出量の削減等の総合的な環境対策のあり方について検討。

住宅・建築物におけるエネルギー消費の一層の削減方策のあり方

- 建物外皮の断熱性及び設備機器の効率性等の一層の向上に加え、再生可能エネルギーの活用等により、エネルギー自給型の「ゼロエネルギー住宅」やエネルギーを生産して他の用途にも使う「エネルギー創生住宅」等の実現に向けた技術開発の推進方策等について検討。

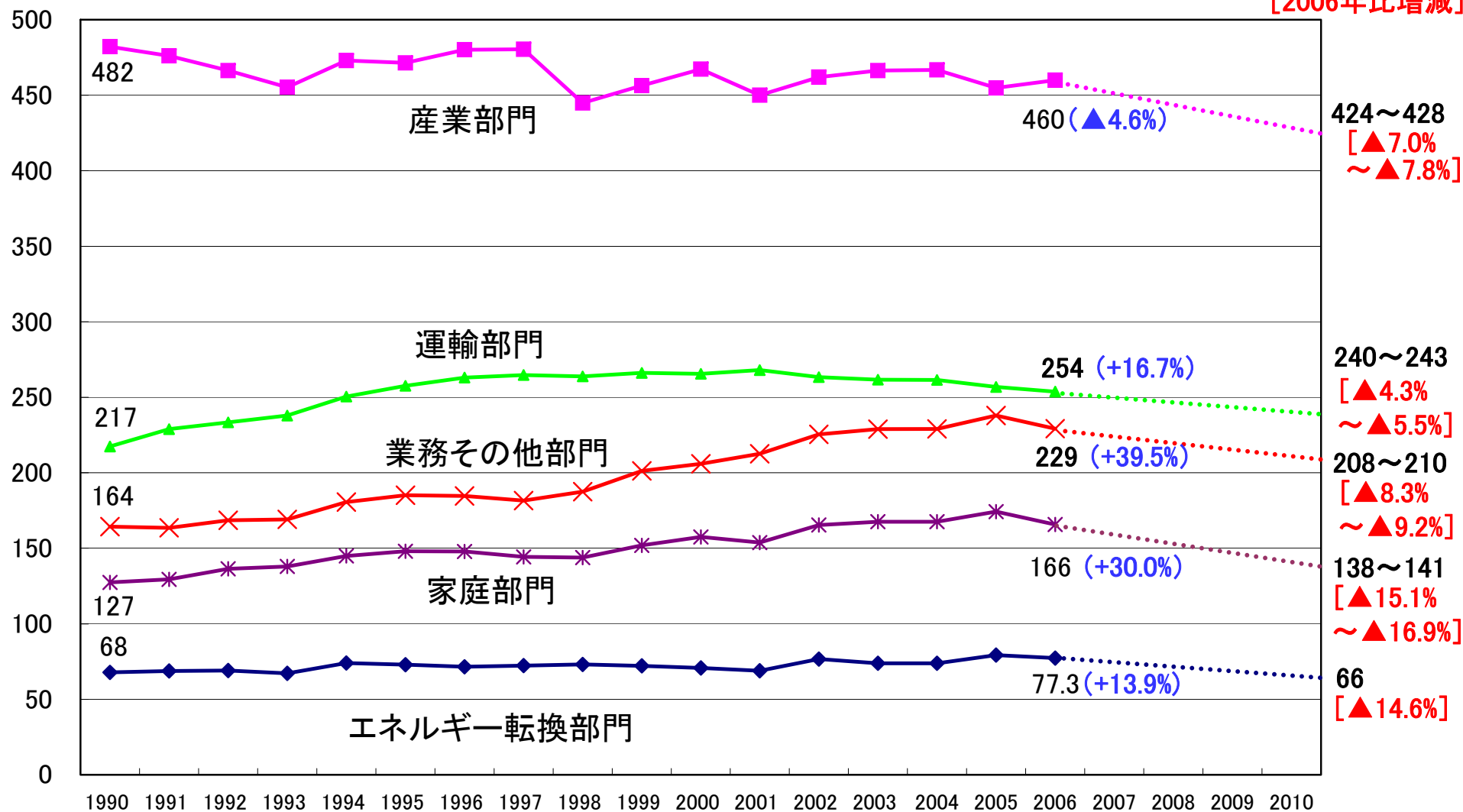
住宅・建築物の総合的な環境性能評価の推進方策のあり方

- 住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価の対象を建築物単体から拡大し、複数の建築物等から構成される街区や、より広範な地域をも視野に入れた評価手法へと展開するとともに、その活用を一層推進するための方策等について検討。

エネルギー起源CO2の部門別排出状況と2010年度目標

2010年度目標
[2006年比増減]

(百万t-CO2)



()内は、1990年比

出典：環境省報道発表資料(2008.5.16)、京都議定書目標達成計画(2008.3.28)

低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）

I 我が国の目標

低炭素社会を目指し、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、主要経済国はもちろん、世界のすべての国々がこの問題に取り組む必要があり、日本としても2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う。

また、2050年半減という長期目標を実現するため、世界全体の排出量を、今後10年から20年程度の間ピークアウトさせる。

さらに、次期枠組みについて公平かつ公正なルールに関する国際社会の合意形成を目指すとともに、来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。

住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化に向けた取り組み

- 地球温暖化対策の一層の推進のためには、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における省エネルギー対策を強化することが必要。
- そのため、省エネ法の改正等により、住宅・建築物に係る省エネルギー対策を強化する。

1. エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正

現行

大規模な住宅・建築物（2000㎡以上）の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等（公表で担保）

改正

改正後

- ・大規模な住宅・建築物（2000㎡以上）に係る担保措置の強化
- ・一定の中小規模の住宅・建築物（300㎡以上2000㎡未満）も届出義務の対象に追加
- ・住宅を建築し販売する事業者等による住宅の性能向上促進に係る措置を導入
- ・住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を推進 等

2. 住宅・建築物に係る省エネルギー対策関連予算

- ・住宅・建築物省CO₂推進事業（平成21年度予算 国費：70億円）
- ・中小事業者等による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化（平成21年度予算 国費：3億円）

3. 住宅・建築物に係る省エネルギー促進税制

- ・住宅リフォームに係る投資型減税（省エネ改修）の創設（H21税制改正）
- ・住宅に係る省エネ改修促進税制の延長（H21税制改正で延長）
- ・エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長及び拡充（業務用ビルの省エネ対策支援の拡充）（H20税制改正）

追加対策としては、約200万トン-CO₂の削減の見込み（2010年度）

低炭素社会に向けた住宅・建築物の省CO₂対策の推進(平成21年度)

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の成立(第170回国会:平成21年6月4日施行)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正(第169回国会:平成21年4月1日(一部は平成22年4月1日)施行)

税 制

- 長期優良住宅や一定の省エネ住宅に関する住宅ローン減税制度の延長及び拡充等
- 良質な住宅への投資を促進するための緊急措置として、長期優良住宅の取得や既存住宅の質の向上に資するリフォーム(一定の省エネ改修工事等)に対する投資減税型措置の創設
- 既存住宅における省エネ性能向上のための省エネ改修促進税制の延長

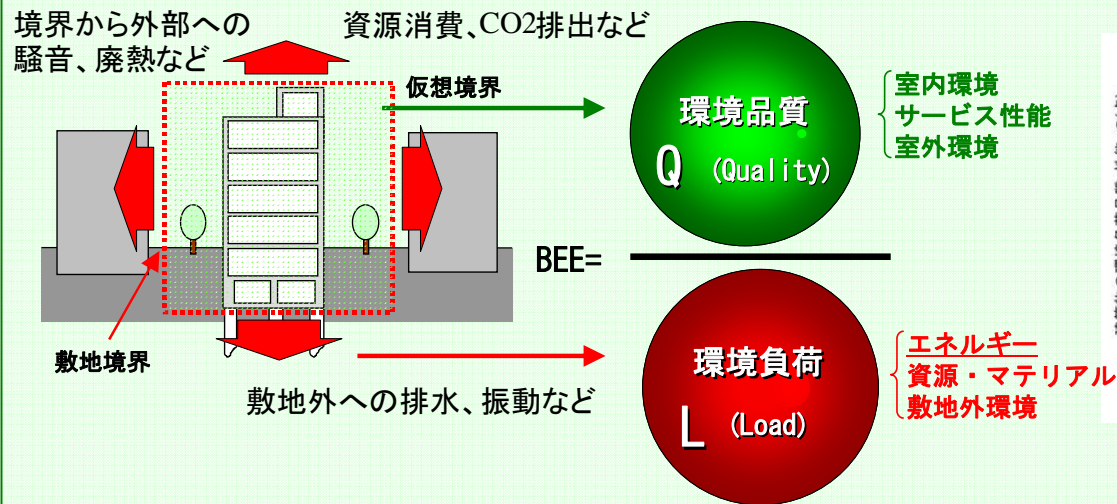
予 算

- 超長期住宅先導的モデル事業、住宅・建築物省CO₂推進事業の推進
(H20予算:130億円→H21予算:170億円) (H20予算:50億円→H21予算:70億円)
- 次世代の低炭素型の住宅・建築物の評価方法等の開発
中長期的なCO₂排出削減目標を見据え、エネルギー自給型の「ゼロ・エネルギー住宅」等の次世代の低炭素住宅・建築物の評価方法や技術基準の開発を推進
- 優良住宅の取得に対する支援の拡充
金利の引下げを通じて、省エネルギー性などが優れた住宅への誘導を図る住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度を拡充

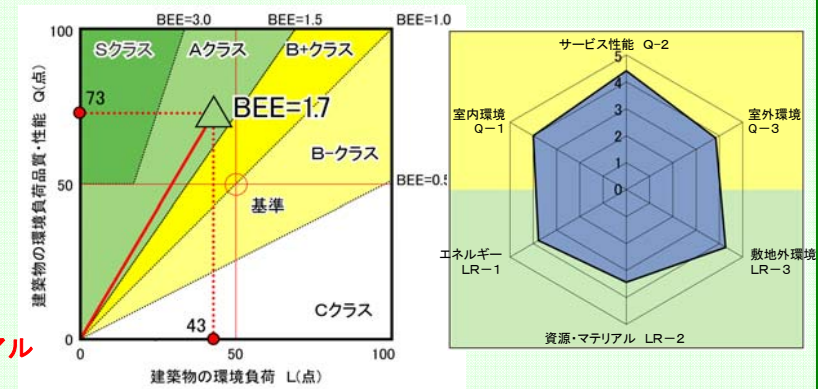
建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)の開発・普及

住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築物総合環境性能評価システム(CASBEE: Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency)の開発・普及を推進。(2001~)

CASBEEのイメージ



評価結果イメージ



CASBEEの活用事例

地方自治体におけるCASBEEの活用

● 評価結果の提出義務及び公表

- ・建築物の新築・増築は工事着手21日前までにCASBEEによる評価結果を届出。
- ・届出された建築物環境計画書の概要をインターネット・窓口で公表。

〔 名古屋市、大阪市、横浜市、京都市、大阪府、京都府、神戸市、川崎市、兵庫県、静岡県、
福岡市、札幌市、北九州市で導入済み 〕

● 評価結果を活用した消費者への情報提供

- ・マンション広告への評価結果表示義務(川崎市)

● 評価結果を活用したインセンティブの付与

- ・補助事業の採択要件化、優先順位の評価項目(大阪市、名古屋市)
- ・総合設計制度の許可要件化(大阪市、横浜市等)
- ・金融機関との連携による融資優遇(川崎市)



環境配慮マンション向け金利優遇住宅ローン(川崎市)

横浜銀行 : 星印3個以上の新築マンションについて、店頭表示金利より、最大▲1.2%の金利優遇。

住友信託銀行 : 星印4個以上の新築マンションについて、店頭表示金利より、星の数に応じて、最大▲1.5%の金利優遇。(星印4個: ▲1.2%、5個: ▲1.5%)

民間企業におけるCASBEEの活用

民間企業の自主的な取組として、評価結果の自主的な公表によるアピールや物件のプロポーザル要件とするなどの取組例がある。